

Vol.6 会員からの投稿

Nakajima 氏は、米国系の建築事務所で建築士をしていらっしゃいます。アブダビの案件で、現在、アラブ首長国連邦におられます。JSPE について説明し、同じプロフェッショナルとして、どのようにイギリスの建築士の資格をとられ、仕事に生かしておられるか、ご紹介いただきたいと思いますところ、快くお引き受けいただきました。”

編集委員 PE 日野

Mr. Raita Nakajima, RIBA

私は現在アラブ首長国連邦の首都であるアブダビに駐在し、米国系設計事務所の現地支社にて建築家として働いております。ここで、私の取得しました英国 ARB (ARCHITECTURAL REGISTRATION BOARD) の建築家の資格と、RIBA (ROYAL INSTITUTE OF BRITISH ARCHITECTS) の会員資格について簡単に説明をし、海外諸国でのその適用性などについて触れたいと思います。



私は米国ミズーリ州、セントルイスのワシントン大学で建築を修めた後、英国ロンドンの建築協会 (ARCHITECTURAL ASSOCIATION) でDIPLOMA を取得しました。英国の建築家の教育制度は、上記のRIBA によって管理されています。資格取得過程はPART 1 (大学三年間の専門教育)、PART 2 (PART 1 後の2年間の高等教育—大学院相当)、PART 3 (PART 2 修了後、2年間のインターン期間を経て、大学等でセミナーを受講した後、試験を受験) の三つに分かれています。各PART 1, 2, 3 修了後には面接 (PART 1, 2 の場合) または試験 (PART 3 の場合) を受け、合否を判定されます。英国以外の国で大学レベルの建築学科を修めた人は、PART 1 またはPART 2 修了に値するかの判定をする面接を受ける事により、資格をもらう事ができ、各次の段階へ進むことができます。

PART 3 を取得する為の2年間のインターン期間中、受験者は毎月自分が携わった業務を記録し、社内の監督者等に認証を受ける必要があります。業務は、なるべく英国内のプロジェクトに関わり、プロジェクトの全工程に携わり、デザインのみならず、契約やプロジェクトマネージメントなど、プロジェクトを進行していく上での建築家の役割を包括的に実体験し、理解する事が求められます。また、インターン期間修了後のセミナーを受講する際、CASE STUDY という自分の関わったプロジェクトについてのレポートを提出しなければなりません。当然、大学新卒の社員をマネージメントに携わるような立場につける事は稀ですので、PART 3 受験者達は、先輩や上司に頼んで、普段では出られないような会議に出席させてもらったり、就業後、先輩からプロジェクトの業務内容を説明してもらったりしながら就学していきます。

PART 3 では、技術的な知識を習得しているかよりも、建築家として実際の仕事の中でどの様な立場を担い、どの様にプロフェッショナルとして責任を取っていかなければならないかを理解しているかが試されます。現場で施工者と施主の間で問題が起きた時、建築家の立場でだれにどの様なアドバイスをするのが妥当か。施主に仕事を依頼された場合、仕事を請ける前にどの様な調査をしなければならないか。CASESTUDY を元に、実際のトラブルケースを想定し、建築家がどの様な役割を担い、責任をとっていくのかを検証し理解していきます。また、いずれ設計事務所を立ち上げる事を想定し、一経営者としてどの様に事務所をマネージしていくのかなど

も学ばなければなりません。その他、職業倫理について論文を提出、建築法以外にも仕事で必要となる他の法律の学習など、技術的な事柄以外の多様な事柄への理解を求められます。PART 3 は、まさに実際の仕事の中で一プロとして立ち回っていきける人材の育成を目的としていると思われます。

PART 3 取得後は、まずARB (ARCHITECTURAL REGISTRATION BOARD) に登録する事により、建築家の資格を得られます。英国ではARB 資格を保有しない限り、建築家を名乗ることはできません。しかし、資格を持った建築家でなくても、建築家として仕事をする事は可能です (確認申請などにも建築家のサイン等は必要ない) ので、著名な建築家の中にもARB 資格を持っていない人も多くいます。ARB 資格取得した後、RIBA の会員として登録することができます。RIBA は建築教育制度を管理していますが、建築家資格制度はARB が管理している為、建築家として登録・活動したい場合、厳密にはRIBA の会員である必要はありません。現に英国で活動する建築家の多くはARB 資格のみで活動しています (RIBA の会費が高額であることも一つの理由)。RIBA 会員であるメリットは、海外での知名度が高い事、個人で事務所を開設する際、まれではあるがRIBA を通して施主を紹介してもらえる事がある、などです。

さて、ARB とRIBA 資格の海外での適用性についてですが、まずEU 諸国ではARB の資格を持っていれば、どの国でも有資格建築家として活動できるようになっています。ARB・RIBA と他EU 諸国の建築家資格は互換性が確立されており、他国で長期に渡り活動をする場合には、資格の書き換えも基本的に無試験で出来ます。また、中東、東南アジア、中国などの各国でも広く認められた資格として通用しているようです。

中東諸国に於けるプロジェクトを例に取ると、米国のBUILDING CODE に基づいてプロジェクトが進められる場合と英国のCODE による場合とが一般的のようです。英国の資格を持ち、英国でのプロジェクトの経験を持っていれば英国・米国のCODE どちらでも対応できると思います。ただ、RESIDENT ENGINEER として、役所・政府機関等に申請を提出する必要がある場合には、自らのPROFESSIONAL LIABILITY に注意し、自分の資格・知識の範囲外の役割は負わないようにしなければなりません。プロフェッショナルコンサルタントとしてプロジェクトに関わる場合、自分の役割 (SCOPE OF WORK)、責任 (RESPONSIBILITY) はしっかりと把握して、プロジェクトの中で自分が何を果たさなければならず、何に責任を持っているのかを常に確認を取る必要があります。

悪いケースでは、知らず知らずの内に始めの契約では定められていなかった業務まで負わされる様になり、付随する責任もとられる様になる場合もありますので、注意しましょう。

(rnakajima@kpf.com)